

# 同意書

## 1. 個人情報の利用目的

市町村長(以下、「久米島町教育長」)は、同意者の個人情報を申請児童に係る認定証交付、利用調整事務、保育料の決定、徴収事務のために利用する。なお収集した個人情報については厳正に管理を行い、この目的以外には利用しないこととする。

※子ども・子育て支援法(参考)

第12条 市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者がいるときは、その者から、その子どものための教育・保育支給の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

第16条 市町村は、子どものための教育・保育支給に関して必要があると認めるときは、この法律の執行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に規定する扶養義務者をいう。附則第6条において同じ)の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

## 2. 個人情報の収集方法

- (1) 同意書の世帯状況に関して住民基本台帳の閲覧・複写
- (2) 同意書の課税状況に関して住民課税台帳・課税資料等の閲覧・複写

## 3. 個人情報の第三者提供

教育長は次の場合に限り、児童及び同意者の個人情報を第三者に提供することができる。

- (1) 1の目的のために特に必要があると認められる場合における、教育・保育施設への情報提供

【教育・保育施設に提供する個人情報の内容】

- ① 氏名、生年月日、連絡方法等、支給認定申請書、利用申込書に記入された個人情報及び添付資料に記載された個人情報に関すること
  - ② 保育料に関すること
- (2) 児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められたとき
  - (3) 児童が支給を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整することが必要と認められた場合

## 4. 教育・保育給付認定申請・利用申込について

- (1) 申請内容や添付書類(勤務証明書等)に虚偽がある場合は、利用認定を取り消し保育給付の額に相当する金額の全部または一部を子ども・子育て法第12条に基づき徴収します。
- (2) 申請子ども本人、又はそのきょうだい児の施設用利用給付認定申請時に提出した書類を、教育保育給付申請に使用することがあります。

上記のとおり取り扱うことに同意します。

令和 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

続柄

( )

保護者氏名 \_\_\_\_\_

( )